

子育て・教育

台東区善行青少年表彰

行動が他の模範となると認められる青少年および団体を表彰しています。

積極的に地域の環境美化や、青少年指導、社会福祉活動を行っている、または防犯・防火に協力したなど、身近に他の模範となる青少年がいましたら、推薦者へご連絡ください。

▷**対象** 区内在住か在勤(学)の25歳未満の青少年および主に25歳未満の方で構成されている団体

▷**推薦者** 区議会議員、町会長、町会女性部長、民生委員、保護司、青少年委員、スポーツ推進委員、社会教育委員など

▷**推薦締切日** 9月3日(水)

▷**問合せ** 子育て・若者支援課

TEL (5246) 1341

ご存じですか 特別児童扶養手当

▷**対象** 次の①～③いずれかに該当する20歳未満の児童(施設入所者、障害による公的年金受給者は除く)を監護している父母または養育者

①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害4級の一部の方を含む)

②愛の手帳1～3程度

③長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受けている

※複数の障害がある場合、個々の障害の程度が①～③より軽度な場合でも該当する場合あり。

▷**必要な物** 申請者名義の預金口座が分かる物、所定様式の診断書(身体障害者手帳・愛の手帳が交付されている場合は省略できる場合あり)、マイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認ができる物

※その他の追加書類が必要になる場合あり。

▷**支給額(月額)** 1級(重度) 56,800円、2級(中度) 37,830円

▷**特別児童扶養手当所得制限額(6年分所得)**

扶養人数	申請者本人の所得	配偶者所得・扶養義務者所得
0人	467万6千円未満	636万7千円未満
1人	505万6千円未満	661万6千円未満
2人	543万6千円未満	682万9千円未満
3人以上につき1人につき	38万円加算	21万3千円加算

※社会保険料控除相当額(8万円)を加算済み。

▷**問合せ** 子育て・若者支援課

TEL (5246) 1232



詳しくはこちら

7年度第1回台東区次世代育成支援地域協議会傍聴者募集

▷**日時** 8月20日(水)19:00

▷**場所** 区役所10階会議室

▷**内容** 事業報告ほか

▷**申込方法** 電子申請

▷**申込締切日時** 8月15日(金)17:00

※託児(生後57日以上未就学児)希望の場合の締切日時は7月28日(月)17:00。

▷**問合せ** 子育て・若者支援課

TEL (5246) 1237



詳しくはこちら

石浜橋場こども園(短時間保育)の預かり保育事業を拡充します

▷**対象** 在園児および新入園児

▷**拡充内容**

・7年度 夏季休業中の実施(定員5人)

※1人5回まで。

・8年度 平日の利用時間の拡大、土曜日・長期休業中の実施(定員20人)

▷**問合せ** 学務課

TEL (5246) 1414



詳しくはこちら

保険・年金

国民健康保険に加入している方へ

●「**限度額適用認定証**」「**食事療養標準負担額減額認定証**」「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の更新手続きについて

現在の認定証の有効期限は7月31日(木)です。引き続き必要な方は、有効期限までに更新手続きをしてください。

なお、マイナ保険証を利用すれば限度額適用認定証等の提示は不要となります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

※新規の申請は、随時受け付けています。※保険料の滞納があるときは、交付できない場合があります。

▷**問合せ** 国民健康保険課

TEL (5246) 1253

7年度(7月～8年6月)の国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受け付けています

▷**必要な物** 本人確認ができる物(運転免許証・マイナンバーカード等)、年金番号のわかる物(年金手帳・基礎年金番号通知書等)

※マイナポータルから電子申請ができます。※申請後、本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人・配偶者)の所得の審査があります。

※退職した方は、特例的に免除が認められる制度があります。

▷**問合せ** 区民課国民年金係(区役所3階①番)

TEL (5246) 1262



詳しくはこちら

後期高齢者医療制度に加入している方へ

●**新しい後期高齢者医療資格確認書(藤色)を送付します**

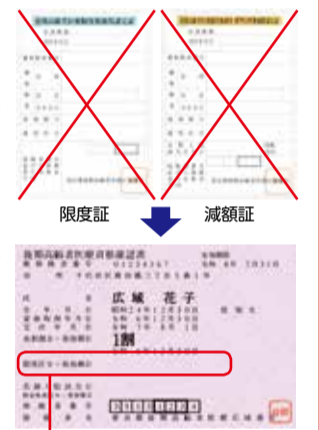
マイナ保険証の保有の有無に関わらず、加入者全員へ7月下旬にお送りします(特定記録郵便)。8月1日(金)以降は資格確認書またはマイナ保険証を医療機関等に提示することにより保険診療で受診することができます。

▷**有効期間** 8月1日(金)～8年7月31日(金)

●「**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)**」「**後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)**」について

8月1日(金)以降の減額証・限度証は交付されません。6年度に減額証・限度証(有効期限7年7月31日)をお持ちだった方には資格確認書に高額療養費制度の限度区分を記載しています。限度区分が記載されている資格確認書またはマイナ保険証を医療機関等に提示することにより限度額が適用されます。

▷**問合せ** 国民健康保険課後期高齢者医療係 TEL (5246) 1254



高額療養費制度の限度区分はこちらに記載されています。



エコ助成制度(住宅向け・事業所向け)の申請受付を再開します

「我が家の省エネ・創エネアクション支援助成」と「我が社の環境経営推進助成」の申請受付を再開します。

▷**申込開始日** 8月1日(金)(第1期)、10月1日(水)(第2期)

※各期とも予算がなくなり次第受付終了。

▷**問合せ** 環境課 TEL (5246) 1281



詳しくはこちら

アライグマ・ハクビシンの被害を防ぐために

アライグマ・ハクビシンが敷地内の果実を食べたり、天井裏にすみつく等の相談が増えています。生態や習性を知り、被害を防ぎましょう。

●**対策**

・敷地内の果実は早めに収穫するか、網などをかけましょう。また、落下した果実はすぐに処理しましょう。

・ハクビシンは夜行性のため、夜にごみを出すのはやめましょう。

・ハクビシンは頭が入れば5cm程度の狭い隙間を通り抜けることができます

ため、進入口になるような隙間(縁の下、換気口など)をふさぐ、屋根に登れるような庭木の枝を剪定する等の対策をしましょう。

●**アライグマ・ハクビシン捕獲事業**

区では、アライグマ・ハクビシンがすみついた民家(民有地)を対象に「箱わな」を設置して捕獲・駆除する事業を行っています。利用には条件がありますので、お問合せください。

▷**問合せ** 環境課

TEL (5246) 1283



詳しくはこちら

認証保育所等の保育料助成～上限額を拡大します～

▷**対象** 区内在住で、認証保育所または指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)と月極の入所契約をしている児童の保護者

▷**助成額** 認証保育所等の保育料と認可保育園に入所した場合の保育料(無償化による支給額を除く)の差額で下表の上限額の範囲内

		上限額
0～2歳児クラス	課税世帯	8.0万円
	非課税世帯	3.8万円
3～5歳児クラス		4.0万円

▷**助成対象月・申請締切日・交付時期**

回	対象月	申請締切日	交付時期
第1回	4～6月分	7月31日(木)(必着)	9月中旬頃

※第2回以降は区HP等でご案内します。

▷**申込方法** 申請書兼請求書、課税証明書等を問合せ先へ郵送か持参

▷**問合せ** 〒110-8615

台東区役所児童保育課

(区役所6階⑧番)

TEL (5246) 1309・1234



詳しくはこちら

リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる一時預かり利用支援事業を拡充します

7年度から障害児、ひとり親家庭、多胎児の利用上限時間等を拡充します。

▷**拡充内容**

対象児童	現状		拡充後		
	障害児	障害児	障害児	障害児	
上記以外	上記以外	上記以外	上記以外		
利用上限時間(児童1人あたり)	障害児	満9歳に達する年度の末日まで	障害児	満12歳に達する年度の末日まで	
	ひとり親家庭	年144時間	障害児	変更なし	
	多胎児	満6歳に達する年度の末日まで	年288時間	ひとり親家庭	年288時間
		上記以外	年144時間	多胎児	
上記以外	上記以外	年144時間	上記以外	変更なし	

▷**申請方法** 郵送か直接問合せ先へ(電子申請可)

▷**申請締切日** 7月31日(木)(第1回・4～6月利用分)

※第2回以降は区HP等でご案内します。

※申請方法・場所等詳しくは、区HPをご覧ください。

▷**問合せ** 日本堤子ども家庭支援センター TEL (6458) 1566



詳しくはこちら